

粉じん発生施設一覧(条例)

項	施設の種類	施設の用途	施設の規模
1	粉塊運搬用コンベア (屋内設置のものを除く)	工場、事業場用	地上 2m以上に設置し、コンベアの長さが 50m 以上
2	原料精選施設	飼料又は有機肥料製造用	処理能力が 1t/時以上
	粉砕施設		
3	動力打綿機	繊維工業用	
	動力混打綿機		
	樹脂加工施設		
4	セロファン製造施設	パルプ、紙、紙加工品製造用	
5	反応施設	染料又は無機顔料製造用	
	粉砕施設		
6	粉砕施設	炭素製品製造業用	
	素灰製造施設		
	活性炭製造施設		
7	反応施設	合成樹脂製造業用	
8	粉砕施設	窯業、土石製品製造業用	処理能力1t/時以上
	消化施設		
	ふるい分け施設		
	セメントホッパー、 バッチャープラント及び砂利(砂を含む)選別施設	セメント加工施設用	
8 の 2	樹脂加工施設	ガラス繊維、同製品製造用	

9	砂処理施設	鉄鋼業、非鉄金属製造業又は金属製品製造業用 (古砂回収・乾燥、砂ふるい、混練の各装置、研磨機)	原動機の定格出力の合計が 1.5kW 以上
	表面処理施設		